

平成28年度採用 市職員を募集します

●採用日 平成28年4月1日

職種	採用予定人員	受験資格
事務職	4名程度	日本国籍を有する昭和60年4月2日以降に生まれた人(平成28年4月1日における満年齢が30歳までの人)で、学校教育法による短期大学以上を卒業した人又は平成28年3月卒業見込みの人
事務職(障がい者)	1名程度	障害者手帳を有し、次の要件をすべて満たす人 1 日本国籍を有する昭和60年4月2日以降に生まれた人(平成28年4月1日における満年齢が30歳までの人)で、学校教育法による短期大学以上を卒業した人又は平成28年3月卒業見込みの人 2 赤穂市内に住所を有し、自力で通勤でき、介護者なしに事務職として職務の遂行が可能なる人 3 活字印刷文による出題に対応できる人及び口頭による面接に対応できる人
事務職(社会福祉士)	1名程度	日本国籍を有する昭和60年4月2日以降に生まれた人(平成28年4月1日における満年齢が30歳までの人)で、社会福祉士資格を有する人又は平成28年3月までに同資格を取得見込みの人
土木職	1名程度	日本国籍を有する昭和55年4月2日以降に生まれた人(平成28年4月1日における満年齢が35歳までの人)で、学校教育法による高等学校以上を卒業した人又は平成28年3月卒業見込みの人のうち土木職に必要な専門の課程を修めた人 ※平成28年3月に高等学校を卒業見込みの人は、新規高等学校卒業者の就職に関する申し合わせにより除く
幼稚園教諭	2名程度	昭和60年4月2日以降に生まれた人(平成28年4月1日における満年齢が30歳までの人)で、保育士資格及び幼稚園教諭(1種又は2種)免許の両方を有する人、又は平成28年3月31日までに同資格を取得する見込みの人
保育士	3名程度	昭和60年4月2日以降に生まれた人(平成28年4月1日における満年齢が30歳までの人)で、保育士資格及び幼稚園教諭(1種又は2種)免許の両方を有する人、又は平成28年3月31日までに同資格を取得する見込みの人
保育士(経験者対象)		昭和50年4月2日以降に生まれた人(平成28年4月1日における満年齢が40歳までの人)で、保育士資格及び幼稚園教諭(1種又は2種)免許の両方を有する人のうち、保育士又は幼稚園教諭の実務経験が3年以上ある人
保健師	1名程度	昭和60年4月2日以降に生まれた人(平成28年4月1日における年齢が30歳までの人)で、保健師免許を有する人、又は平成28年3月31日までに同免許を取得見込みの人
言語聴覚士	1名程度	言語聴覚士免許を有する人

●試験日 7月26日(日)、7月27日(月)

●受付期間 6月5日(金)～26日(金) 土・日曜日を除く

●試験会場 総合福祉会館 他

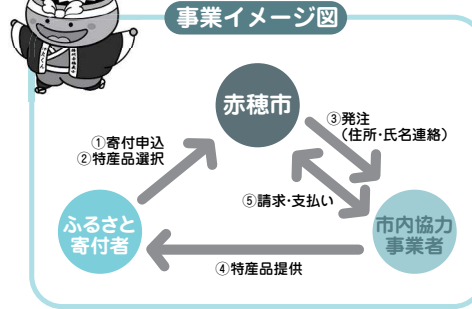
●問い合わせ先 「試験案内」、「受験申込書」の請求等は、人事課(☎43・6863)まで問い合わせください。

保育士有資格者研修会 参加者を募集します



●申込・問い合わせ先
教育委員会 こども育成課 ☎43・7065

保育士資格を持っていて現在保育士の職に就いていない方を対象とした無料の研修会です。
※3回の研修のうち、参加できる日程のみでもかまいません。
※この機会にもう一度保育の現場へ。
※研修会終了後、保育所における働き方の相談や、保育の現場への就職について支援します。
※赤穂市の臨時・パート保育士は、65歳まで勤務が可能です。
※昨年度の受講者のうち、数名がパート保育士として保育所で働いています。
●研修日 第1回 7月28日(火) 第2回 8月25日(火) 第3回 9月実施(日未定)
●時間 第1回・第2回 午後1時30分～3時30分
●場所 総合福祉会館
●内容 現役の保育士から仕事のやりがいについて話を聞いたり、手遊び等実技をしたり、実際の保育所で観察体験実習等を行います。
●申込締切 7月14日(火)



市では、本年度から「ふるさとづくり寄付金」の推進と地域振興を図ることを目的に、ふるさとづくり寄付金制度により1万円以上の寄付をしていただいた市外の方に、地元企業や業者が取り扱う商品やサービスの特産品等として贈呈することとしました。
そこで、特産品等を有償で提供していただける市内協力事業者を募集します。
市内協力事業者として採用されますと、「ふるさとづくり寄付金」案内パンフレットや市ホームページ等に事業者名と特産品等を掲載させていただきます。

赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業 地元特産品等の提供事業者を募集します

問い合わせ先 行政課 ☎43・6850

ふるさとづくり寄付金とは

国でいう「ふるさと納税」のことです。個人の方が、故郷や応援したい自治体に寄付された場合、2千円を超える部分について、一定の限度額まで所得税と住民税が合わせて控除される仕組みです。

市内協力事業者の要件

- ① 市内に事業所、営業所、支店等を有していること。
- ② 市税を滞納していないこと。
- ③ 暴力団員でないこと又は暴力団に関わりがないこと。

提供していただく特産品等

- ① 特産品等の要件
 - ・ 市内に事業所等がある法人や個人事業者などが提供するもので、市内で製造、加工する等、赤穂市にゆかりのある商品又はサービスであること。
 - ・ 赤穂市からの依頼後、寄付者に速やかに特産品等が発送できること。
 - ・ 飲食物の場合は、原則として寄付者に到着後、5日以上の消費期限が保障される商品であること。
 - ・ 特産品等は、単品でも詰め合わせでもかまいません。
 - ・ 提供できる時期や数量に限りがあってもかまいません。

市内協力事業者のメリット

- ・ 県内外に市ホームページやパンフレット等を通して事業者名、商品名等がPRできます。
- ・ 特産品等の発送時に他の商品のチラシ等の同封ができ、事業者や商品等のPRにつながります。
- ・ ただし、特産品等発送時以後の郵便、メール等での再度のPRはできません。
- 申込期間・申請方法
 - ・ 申込期間は、6月1日～30日までとします。この募集以降も再募集を行う予定です。(時期未定)
 - ・ 申請は、赤穂市ふるさとづくり寄付金推進事業参加申請書に、特産品等の写真及び画像データ(印刷物、市ホームページに使用します)を添えて、行政課(市役所3階)に提出してください。
 - ・ 申請書は、行政課でお渡しします。また、電子ファイル(ワード形式)で市ホームページからも取得できます。